

イギリス商標登録の手続と費用(2022)

特に明記しない限り、この見積書で述べたイギリス商標は《商標法 1994》に従って登録された商標であります。この見積書での費用は 2022 年 3 月 31 日まで有効です。

イギリス商標の法的根拠は「商標法 1994」です。パリ条約マドリッド同盟の加盟国であります。権利付与の原則は先願主義を採用していることです。商標登録は、登録日から 10 年間有効であり、有効期限までに 10 年間更新することができます。

イギリス商標登録の費用、出願料金が、一区分目は 800 米ドル(6,320 香港ドル)で、追加の区分ごとに 300 米ドル(2,237 香港ドル)です。21 個目から、10 個毎に 10 米ドル(79 香港ドル)追加されます。10 個未満は 10 個に計算されます。円滑に進める登録証受領料金は毎区分 200 米ドル(1,580 香港ドル)です。

商標登録手続きを行うため、権利者(個人又は会社)の情報、例えば、氏名又は名称、住所を提供する必要があります。更に、指定商品・役務を毎区分ずつ選択する必要もあります。

イギリス商標登録は通常に出願日から 5-9 ヶ月かかります。これには、異議申立期間の 2 か月が含まれます。

出願がイギリス知的財産庁(UKIPO)によって拒絶されている場合、又は第三者によって異議申立されている場合、啓源は拒絶理由や異議申立への対応を支援することができます。当社の費用は要求に応じて見積もられます。

UKIPO は、印刷商標登録証明書を発行しませんが、電子商標登録証明書のみ発行します。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

一、商標登録の費用

業務	費用(米ドル)
階段一: 商標検索	
1 区分目(文字商標)(報告書あり)	200.00
追加の区分ごとに(文字商標)(報告書あり)	150.00
1 区分目(ロゴ商標)(報告書あり)	250.00
追加の区分ごとに(ロゴ商標)(報告書あり)	200.00
1、 商標検索はイギリスで強制的ではありません。 2、 商標検索は UKIPO の無料データベースの限りです。 3、 商標検索の結果は三労働日以内にメールでお送りします。 4、 商標検索の結果は使用又は登録の有効性を保証することができません。	
階段二: 商標出願	
1 区分目	800.00
追加の区分ごとに	300.00
1、 毎区分指定商品/役務 20 個を含んでいます。21 個目から、10 個毎に 10 米ドル(79 香港ドル)追加されます。10 個未満は 10 個に計算されます。 2、 イギリスは一出願多区分制です。	
階段三: 登録/登録証受領	
毎出願	200.00

費用は以下のサービスを含めています:

- 1、 同一の商標(文字商標)の商標検索を一回行う - 報告書なし;
- 2、 商標の登録可能性を分析する;
- 3、 商品/役務を分類する;
- 4、 商品/役務を指定した言語に翻訳する(20 個まで無料);
- 5、 その国で当てはまる商品/役務を転換する(20 個まで無料)。

備考:

- 1、 上記の費用は銀行手数料、優先権を主張、公証又は認証の費用、郵送費(委任状又は登録証を送る)、及び税金など(ある場合)が含まれていません。
- 2、 上記の費用は、拒絶されず、異議が申立されず、他の問題なく円滑に進める商標出願にのみ適用されます。出願が拒絶され、異議が申立され又は複雑な問題が発生されている場合、啓源はそれらの対応を支援することができます。当社の費用は要求に応じて見積もられます。

二、商標登録費用の例

例一：商標一つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類(洋服や着物靴、ベルト等)に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる費用は下記のとおりです：

商標検索：200.00 米ドル
商標出願：800.00 米ドル
登録証受領：200.00 米ドル
合計：1,200.00 米ドル

例二：商標一つ区分二つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類(洋服や着物靴、ベルト等)と第 26 類(リボン・テープ・ボタン・髪飾り・造花・つけひげ等)に登録するつもりで、別々に願書を提出します。弊社にご依頼いただいた場合にかかる費用は下記のとおりです：

商標検索：200 米ドル+ 150 米ドル = 350.00 米ドル
商標出願：800 米ドル+ 300 米ドル = 1,100.00 米ドル
登録証受領：200.00 米ドル
合計：1,650.00 米ドル

例三：商標二つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」と「nNICY」という二つの商標を第 25 類(洋服や着物靴、ベルト等)に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる費用は下記のとおりです：

商標検索：200 米ドル+ 200 米ドル = 400.00 米ドル
商標出願：800 米ドル+ 800 米ドル = 1,600.00 米ドル
登録証受領：200 米ドル+ 200 米ドル = 400.00 米ドル
合計：2,400.00 米ドル

例の費用は、毎区分が追加商品／役務がないことを前提としています。さらに、出願が円滑に進めること、つまり、拒絶、異議がなし、複雑な問題もないことを前提としています。また、銀行手数料、郵送費、他の手数料(ある場合)が含まれていません。

三、商標登録の要件

- 1、 入力された商標出願の願書；
- 2、 JPEG 画像の登録する商標；
- 3、 優先権証明書（優先権を主張すれば、費用を別途で追加します）。

四、商標登録の流れ

階段	内容	期間
1	お客様は商標検索（非強制的）の注文をして、メールで登録の情報、例えば、商標名、区分と商品／役務を送ってください。また、費用（ある場合）を支払ってください。	お客様の日程により
2	啓源はお客様から提供された情報で商標検索を行います。	2-3日
3	お客様は商標出願の注文をして、メールでこの見積書第三部の要件を送ってください。また、費用を支払ってください。	お客様の日程により
4	啓源は指示と費用をもらってから、UKIPO に願書を提出します。啓源は受領書と報告書をお客様にお送りします。	2-3日
5	商標局は形式審査を行います。	1-2ヶ月
6	商標局は実質審査を行って、登録通知書或いは拒絶理由通知書*を発行します。	2-3ヶ月
*	啓源は拒絶理由通知書に対応する費用を見積もります。お客様が見積りを確認して、費用を支払ってください。啓源は意見書を用意して、商標局に提出します。商標局は意見書を検討して、登録の可能性を再検討します。	商標局の日程により
7	商標局は商標登録の情報を商標公報に掲載します。	2ヶ月
8	第三者に異議を申立られてない場合、啓源は登録通知をお客様に送って、登録料と郵送費（ある場合）を徴収します。お客様は費用を支払ってください。	お客様の日程により
**	第三者に異議を申立られている場合、啓源は異議申立に対応する費用を見積もります。お客様が見積りを確認して、費用を支払ってください。啓源は応答書を用意して、商標局に提出します。商標局は両当事者の主張を検討して、決裁します。	商標局の日程により
9	啓源は登録費用（ある場合）を支払って、登録証を受領します。啓源は登録証と報告書をお客様にお送りします。	1ヶ月

五、お支払い方法

委託の確認を受取り次第、請求書を発行し、送金銀行情報及び支払指示とともに請求書をメールでお送りして、お支払を手配できるようにします。お支払いの際に、メッセージ欄に請求書番号(インボイスナンバー)を記入の上、送金領収書のコピーをメールでお送りください。業務の性質で、費用を前払いする必要があります。なお、業務が開始してから、費用を返金されません。

弊社は現金、小切手(香港ドル)、電信送金、ペイパル(クレジットカード)をご利用いただけます。ペイパルなら、5%の手数料は別途です。もし中国または台湾の付加価値税のインボイスを必要されれば、7.5%または5%の税金が発生します。

六、返金について

業務が開始してから、費用を返金されません。例えば:商標検索の結果は類似商標の登録記録があれば、拒絶/却下される可能性が高く、商標登録をやめることになると、商標検索の費用は返金されません。商標登録願書を提出してから、商標局に拒絶/却下される又は第三者の登録異議申立があれば、願書作成の費用も返金されません。

もし、階段一、二、三の費用を全てご支払いになり、商標検索をしてから登録をやめることになったら、願書作成と登録証受領の費用が返金できます。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizenip.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizenip.com